

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

胎児がいる場合の相続税の申告

Q：相続人となるべき胎児がいる場合の相続税の申告の取扱いを教えてください。

A：民法の取扱いでは、相続については胎児を既に生まれたものとみなして、胎児の相続権を認めています。

しかし、相続税法では、相続税の申告書を提出する日までに胎児が出生していない場合には、その胎児がいないものとして相続税額の計算及び申告をすることとされています。

したがって、胎児がいる場合における遺産に係る基礎控除額及び法定相続人の相続分は、その胎児がいないものとした場合の相続人の数及び相続分を基として計算することになります。これは、死産となる場合もあれば、双子の場合もありうるからです。

相続税の申告書を提出した後に胎児が生きて生まれた場合には、相続人に異動が生ずることになり、それに従って相続税額に異動が生ずることになりますが、胎児の出生によりすでに申告した課税価格及び相続税額が過大となった人については、その胎児の出生を知った日の翌日から4カ月以内に更正の請求をすることができます。

一方、相続開始の時に胎児であった者が、相続税の申告書を提出する日までに出生している場合には、胎児であった者（その法定代理人）も申告書提出義務を負い、法定代理人がその胎児の生まれたことを知った日の翌日から10カ月以内に、法定代理人がその胎児に代わって期限後申告書を提出すべきこととなります。

